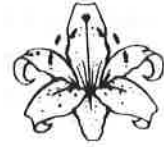


神奈川県公報



県の花：山ゆり

令和 4 年 1 月 4 日 (火曜日)

定期 第 271 号

毎週火曜日及び金曜日発行

目次	ページ	
○告示 保安林の指定 (湘南地域県政総合センター)	1	都市計画の図書の写しの縦覧 (2件) (県土整備・都市計画課) 2 コクチバス等の生体持ち出し及び再放流の禁止 (内水面漁場管理委員会) 3
○監査委員公表 監査の結果により講じた措置について	1	○入札公告 落札者等の公告 (くらし安全防災・総務室) 3
○公告		

特定調達契約、土地の売払いの契約等に係る入札公告以外に入札公告は、各発注機関がかながわ電子入札共同システム (URL <https://nyusatsu.e-kanagawa.lg.jp/>) の入札情報サービスシステムに掲載します。なお、特定調達契約、土地の売払いの契約等に係る入札公告は、県公報又は県のホームページに掲載します。

告 示

神奈川県告示第 1 号

森林法 (昭和26年法律第249号) 第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和 4 年 1 月 4 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 保安林の所在場所
秦野市菩提字花川戸2, 101の3
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法

- ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字花川戸2, 101の3 (次の図に示す部分に限る。)
- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は、定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を神奈川県環境農政局緑政部水源環境保全課及び秦野市役所に備え置いて縦覧に供する。)

監 査 委 員 公 表

神奈川県監査委員公表第 1 号

監査の結果により講じた措置について

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第199条第14項の規定に基づき、神奈川県教育委員会教育長から監査の結果により措置を講じた旨の通知があったので、その内容を公表する。

令和 4 年 1 月 4 日

神奈川県監査委員 村 上 英 嗣
同 太 田 眞 晴
同 吉 川 知 恵 子
同 嶋 村 た だ し
同 て ら さ き 雄 介

- 措置の対象となった監査の結果
令和 3 年 9 月 24 日 (神奈川県公報号外第57号) 神奈川県監査委員公表第16号で公表した不適切事項又は要改善事項のうち教育委員会分5か所に係る7事項
- 監査の結果及び講じた措置の内容
出先機関で認められた不適切事項

この公報は再生紙を使用しています

購読料

一箇月 二、九三〇円 一箇年 三三、一六〇円
(消費税・地方消費税・送料込み)
本号一部 三、七四円 (消費税及び地方消費税込み)

発行

横浜市中央区日本大通一
神奈川県政策局政策部政策法務課
電話横浜 (〇四五) 二二〇一一一一

印刷

横浜市鶴見区矢向三一一五一一七
野崎印刷紙器株式会社
電話横浜 (〇四五) 五七一三三〇八

都市計画法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により茅ヶ崎市長から都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により次のとおり縦覧に供します。

令和4年1月4日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 1 都市計画の種類及び名称
茅ヶ崎都市計花生産緑地地区
- 2 縦覧場所
神奈川県県土整備局都市部都市計画課

約の場合はその理由

- (1)神奈川県防災行政通信網再整備事業 (2)神奈川県くらし安全防災局総務室 横浜市中区日本大通1 (3)令和3年10月28日 (4)日本電気株式会社神奈川支社 横浜市西区みなとみらい2-3の5 (5)6,323,900,000円 (6)一般競争入札 (7)令和3年9月10日

神奈川県内水面漁場管理委員会指示第4号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項及び第171条第4項の規定により、水産動物の保護を図るため、次のとおり指示する。

令和4年1月4日

神奈川県内水面漁場管理委員会
会長 井 貫 晴 介

- 1 指示内容
 - (1) コクチバスを県内の内水面（河川、湖沼及びこれと接続して一体を成すため池、水路等をいう。以下同じ。）において採捕した者は、これを生かしたまま採捕した水域から持ち出し、又は採捕した水域に再び放してはならない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
 - ア 公的機関が試験研究の用に供する場合
 - イ 神奈川県内水面漁場管理委員会が必要と認めた場合
 - (2) オオクチバス又はブルーギルを県内の内水面における共同漁業権の設定された漁場において採捕した者は、これらを生かしたまま採捕した水域から持ち出し、又は採捕した水域に再び放してはならない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
 - ア オオクチバスを芦ノ湖において採捕した者が、これを芦ノ湖に再び放す場合
 - イ 公的機関が試験研究の用に供する場合
 - ウ 神奈川県内水面漁場管理委員会が必要と認めた場合
- 2 指示期間
令和4年2月1日から令和5年1月31日まで

入 札 公 告

落札者等の公告

次のとおり落札者等について公告します。

令和4年1月4日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

<掲載順序>

- (1)物品等又は特定役務の名称及び数量 (2)事務を担当する所属の名称及び所在地 (3)落札決定日（随意契約の場合は契約日） (4)落札者（随意契約の場合は契約者）の氏名及び住所 (5)落札金額（随意契約の場合は契約金額） (6)契約の相手方を決定した手続 (7)一般競争入札又は指名競争入札の場合は入札公告日 (8)随意契